

「公印省略」

30福介連指第71号

平成31年2月8日

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

福岡県介護保険広域連合 事務局長
(事業課 指定係)

平成30年度後期特定事業所集中減算に係る書類の作成及び提出
について (通知)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)に基づき、全ての指定居宅介護支援事業所は、年2回(前期・後期)標記書類を作成することとされています。

また、この場合において、前6か月に作成した全ての居宅サービス計画(ケアプラン)のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護について、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合には、その理由の有無にかかわらず、広域連合に書類を提出することとされています。

つきましては、各事業所におかれては、標記書類を作成し、上記に該当する場合は、下記により当課に係る書類を郵送にて提出してください。

なお、平成30年度後期については、判定期間が平成30年9月1日から平成31年2月28日までとなりますので御留意ください。平成30年度の報酬及び基準の改正については、厚生労働省のホームページに各種法令、通知、Q&A等が記載されております。

記

1 作成及び提出する書類

様式は広域連合のホームページからダウンロードしてください。(次ページ参照)

● トップページの新着情報「平成30年特定事業所集中減算について」に掲載しております。

「居宅介護支援における特定事業所集中減算」**様式1**

※ 該当サービス：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

※ 別添「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて(平成30年度後期)」を参考に、書類を作成してください。

※ 紹介率最高法人の割合が80%を超えており、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料を添付してください。**様式2**

2 判定期間

平成30年度後期 (平成30年9月～平成31年2月サービス提供分)

3 提出期限

平成31年3月15日(金) 期限厳守 当日消印有効

4 留意事項

書類の提出の有無にかかわらず、各事業所は、必ず書類を作成する必要があります。また、作成した書類は、各事業所で5年間保存しておいてください。

なお、事業所の新規指定又は事業所の休止若しくは廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合は、書類を提出する必要はありません。

休止中の事業所にも送付しております。

5 問合せ及び提出先

〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27
福岡県介護保険広域連合 本部 事業課 指定係
電話 092-981-9074

※提出先は市町村ではありませんのでご注意ください。

※提出の際、封筒の表面に「特定事業所集中減算に係る書類」と朱書きしてください。

【当広域連合ホームページからの様式ダウンロードについて】

様式は福岡県介護保険広域連合ホームページ (<http://www.fukuoka-kaigo.jp>) のトップページの新着情報に掲載しています。



「一覧を見る」のボタンを押せば特定事業所集中減算の届出に関するお知らせがあります。